

# 受給金額の求め方

～雇用保険加入者か、雇用保険未加入者かで計算方法が変わります～

## ① 雇用保険加入者分

### ★ 準備するもの

- 昨年の労働保険料申告書
- 年間カレンダー
- 休業手当の支払い方（休業手当を「平均賃金を元に」支払うか、「通常支払う賃金を元に」支払うか、とその何%を支払うかを決めてください。）

### ★ 計算方法

実際の支給額ではなく、会社全体の平均賃金を求め、それを元にして支給額が決まる仕組みです。

**事業所の平均賃金額 × 休業手当率 × 助成率**

### ※事業所の平均賃金額の求め方

前年度 1 年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額

前年度の年間所定労働日数

前年度 1 年間の  
1 か月平均雇用保険被保険者数

- ◇ 休業手当を「平均賃金」を元に支給する場合  
→「365」としてください。
- ◇ 休業手当を「通常支払われる賃金」を元にする場合  
→年間カレンダーから、所定労働日数を入れてください。

曲げないようにつまみ、やむを得ない場合には折ります

① 常時使用する労働者数	② 雇用保険被保険者数	③ 免除対象高年齢労働者数
確定区分	④ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑤ 保険料一般拠出金率
労働保険料	⑥ 雇用保険法適用者分	⑦ 高年齢労働者分
労働保険分	⑧ 保険料算定対象者分	⑨ 一般拠出金

賃金総額が 1 億、雇用保険被保険者 30 人で、年間労働日数が 245 日の会社の場合の休業 1 日当たりの助成額の試算例

例 1) 平均賃金の 60% を休業手当で支給する場合  
 事業所の平均賃金額：100,000,000 / 365 × 30 = 9,133 円（円未満切り上げ）  
 9,133 × 60% × 90% = **4,932 円**（円未満切り上げ）

例 2) 通常支払われる賃金の 60% を休業手当で支給する場合  
 事業所の平均賃金額：100,000,000 / 245 × 30 = 13,606 円（円未満切り上げ）  
 13,606 × 60% × 90% = **7,348 円**（円未満切り上げ）

## ② 雇用保険未加入者分

- ★ 準備するもの
  - 支払った休業手当額が分かるもの（貸金台帳など）
  - 休業した日が分かるもの（出勤簿など）
  
- ★ 計算方法  
雇用保険加入者と異なり、実際に支払った額に連動して助成額が決まります。

$$\text{支給した休業手当の平均額} \times \text{休業総日数} \times \text{助成率}$$

雇用保険未加入のアルバイト 10 名を 5 日間休業させ、この間にアルバイト支給した休業手当総額が 300,000 円の際の助成額例

休業手当の平均額 = 休業手当の総額 / 対象労働者休業総日数  
300,000 円 / 50 日 = 6,000 円  
助成金受給額は 6,000 円 × 50 日 × 90% = 270,000 円

